処分基準整理票

根拠法令及び条項 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第29条第1項及び第50条第1項	処分の内容		物件の措置
■有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) □無(根拠:第5条において準用する第3条第2項第 号に該当) 公表 ■する □しない(公表しない場合の根拠:第7条第2項第 号に該当) 型 【内容】(※処分基準を公表する場合のみ記載すること。)	根拠法令及び条項		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 29条第1項及び第50条第1項
処分 分 基 本 各感染症の症例定義等により、感染症のまん延を防止するために必要と認			おいて準用する第3条第1項に該当する場合を含む。)
	処分基準	公表 ■す	□しない(公表しない場合の根拠:第7条第2項第 号に該当)
		各感染症	症例定義等により、感染症のまん延を防止するために必要と認
処分基準 設定年月日 平成25年 4月 1日 最終変更年月日 処分基準 最終変更年月日 平成年月日			平成25年 4月 1日
所管部署 健康部 保健所保健総務課	所管部署		健康部 保健所保健総務課
備考	,,,,		

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要が ない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。